



## 原子力安全部会 部会賞表彰細則

2021年10月7日 2021年度第4回原子力安全部会運営小委員会承認

### (目的)

第1条 本細則は「原子力安全部会規約」第1条、第3条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」(0110)第1条に基づき、原子力における安全分野の発展や進歩をうながすことを目的として、この分野において顕著な貢献をした個人またはグループに対し贈呈する日本原子力学会原子力安全部会部会賞（以下、「部会賞」という）について定めることを目的とする。

### (種類と対象)

第2条 部会賞に下記賞を設ける。

- (1) 原子力安全部会業績賞：原子力安全分野において顕著な学術または技術上の業績のあった個人またはグループが対象。毎年2名以内もしくは1グループ以内とする。
  - (2) 原子力安全部会優秀講演賞：原子力安全分野に関する、日本原子力学会または原子力安全部会が主催もしくは共催する行事（以下、「行事」という）での優れた口頭発表、ポスターセッションでの発表を行おこなった個人を対象とする。主著者と発表者が同じ場合を対象とする。各行事において、各2名程度を目安とする。
- 2 部会賞対象者は、原則として原子力安全部会部会員とする。業績賞のグループ受賞については、グループ代表者が部会員であればグループ構成員のすべてが部会員である必要はない。

### (部会表彰WG)

- 第3条 部会賞選考のために、原子力安全部会表彰ワーキンググループ（以下、「WG」という）を設置する。
- 2 WG主査は「役員選考に関する覚え書き」にしたがい、部会長が指名し、春の年会または秋の大会における原子力安全部会全体会議において承認する。
  - 3 WG委員はWG主査により毎年10月末までに選任し、運営小委員会において承認する。ただし、委員名は公開しない。

### (選考方法)

第4条 部会賞選考手順については、別途定める。

### (表彰時期)

第5条 原子力安全部会業績賞は、原則として春の年会もしくは秋の大会の原子力安全部会全体会議において表彰する。原子力安全部会優秀講演賞は行事ごとに表彰時期を定めることができる。

(選考結果報告)

第6条 表彰決定後、選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

(その他)

第7条 本細則の変更および本細則に規定されていない事項については、原子力安全部会運営小委員会において協議する。

(改定)

第8条 本細則の改定は、原子力安全部会運営小委員会が決定し、原子力安全部会全体会議、部会等運営委員会ならびに理事会に報告するものとする。

#### 附則

- 1 平成29年3月1日 平成28年度第7回 原子力安全部会運営小委員会制定、同日施行  
平成29年3月29日 第17回原子力安全部会全体会議報告、2021年3月19日 部会等運営委員会メール報告、2021年3月23日 第7回理事会報告
- 2 改定履歴
  - ① 2022年3月16日 第26回原子力安全部会全体会議報告、2022年4月18日 部会等運営委員会メール報告、2022年5月27日 第8回理事会報告

#### 附則

- 1 2021年10月7日承認の細則は、2022年4月1日から施行する。